

亀山市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に規定する事務を定める規則をここに公布する。

平成27年9月29日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市規則第32号

亀山市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条第1項に規定する事務を定める規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項に規定する亀山市が設置する幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）に関する事務のうち、亀山市教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして規則で定めるものは、次のとおりとする。

- （1）幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定に関すること。
- （2）幼保連携型認定こども園の設置及び廃止に関すること。
- （3）幼保連携型認定こども園の職員の任免その他の人事に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。